畜産高度化支援リース事業（1／2補助付きリース）の留意事項

平成25年4月30日25環機第261号制定

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。）に定める1／2補助付きリースを実施するために留意すべき事項について説明します。

なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。

1　本事業の貸付対象施設等

（1）　貸付対象施設等の範囲は、実施要領別表（以下「別表」という。）4の項目及び品目欄に記載された施設、機械・装置等になります。

（2）　貸付対象施設等となる機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、実証展示的なもの（原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないものをいう。）は、貸付の対象にはなりません。

（3）　堆肥の耕種農家等での利用の促進を図るため、堆肥置場は、畜産農家等の堆肥舎において生産された堆肥を一時的に保管するために必要な堆肥置場が貸付対象となります。このため、堆肥置場の規模は、家畜の生ふんの搬入、経営内で高品質化した堆肥の利用及びホームセンター等へ売却に係る数量に基づいた容積等の設計は認められません。

（4）　貸付申請時において、満70歳を超える個人の貸付申請者が、構築物等貸付期間の長期に亘る堆肥置場等の申請を行う場合は、後継者の有無等を勘案して貸付を決定します。

2　補助対象経費等について

（1）　補助対象経費

補助対象経費は、堆肥保管施設本体経費（柱芯々面積に係る経費）、堆肥保管施設の利用に当たって必要となるエプロン、犬走り、雨樋の設置経費とします。

（2）　補助金額の算定

補助金の額については、（1）の経費の合計額に1／2を乗じて得た額以内とします。

3　堆肥保管施設の範囲等について

（1）　堆肥置場

堆肥置場とは、家畜の生ふん尿は搬入せず既存の堆肥舎等で堆肥化された堆肥を搬入し、耕種農家の田畑等へ散布するまでの間、特段の調整を行うことなく保管する施設、若しくは、堆肥舎等から搬入した発酵度合いの低い未熟な堆肥について、水分・発酵の度合を耕種農家のニーズに応じ調整し、耕種農家の田畑等へ散布するまでの間保管する施設です。

なお、堆肥の保管は、バラ形態で行うこととしますが、トランスバック又は袋詰めで保管することも差し支えありません。

（2）　堆肥置場に係る補助金等の取扱い

ア．堆肥置場の設置等に当たっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）の4の規定に基づき、総事業費が5千万円以上のものについては、費用対効果分析を行い、投資効率が1を超えるものについて貸付を行うものとします。

イ. 総事業費が5千万円を下回るものについては、堆肥置場（エプロン、犬走り及び雨樋を含む。）の㎡当たりの建設単価が、同4の（2）のアの別表第3の2に規定されたコスト分析基準額（200㎡未満24（26）千円/㎡、200㎡以上22（24）千円/㎡）を超えないよう低コスト化に努めて下さい。

コスト分析基準額の算定は、堆肥置場（エプロン、犬走り及び雨樋を含む。）の事業費を補助対象経費に係る面積で除して算出された単価とします。

なお、コスト分析基準額を超える場合は、超える理由を貸付申請書に明記し、やむを得ない場合のみ貸付が認められます。

ウ. アまたはイで認められたものにあっては、堆肥置場に係る工事費の1/2が補助対象になります。

エ. 附帯施設

（ア）エプロンは、出入口から幅4m以内とします。堆肥の調整・保管を円滑に行う上で拡張が必要な場合は、本事業と同時の工事は認めますが、拡張に係る事業費は自己資金で対応することとし、見積に含めないで下さい。両側開放の堆肥置場については、片側のみのエプロンを認めます。これ以外の堆肥置場についても、これらに準ずる幅とします。

（イ）犬走りは、巾50cm以内のものに限って認めます。

（ウ）雨樋は、必要不可欠な場合のみ認めます。

オ. 側壁の高さは、概ね2m以上4m以下、有効堆積高は、側壁の高さの0．8以上を基準とします。

カ. 堆肥置場は、新設のみを補助対象とします。したがって、既存の堆肥置場の改造、屋根掛け及び劣化後の更新等の場合は、補助対象にはなりません。

キ. 堆肥置場の規模計算は、「堆肥保管施設の規模計算（例）」（様式例1）により、算定して下さい。

ク. 堆肥置場で袋詰め等の作業をする場合は、キの規模計算で求めた面積に余裕率（最大20%まで）等を考慮した面積部分で袋詰め等の作業を行うことになります。

ケ. 側壁から屋根までの部分及び屋根等は、豪雨・豪雪・強風等に耐えられるしっかりした構造として下さい。経費等の面で止むを得ず軽量鉄骨やビニールパイプ構造を選択する場合も、本事業の対象になります。

コ. 改造等

耕種農家のニーズに合致する発酵度の高い高品質な堆肥に調整する必要があると判断される堆肥置場に限り、経営リース又は自己資金等でエアレーション装置を設置することができます。

この場合、貸付の対象となる通常の堆肥置場では、耕種農家のニーズに応じた高品質な堆肥の生産ができない理由を貸付申請書に明確に記述した上で、堆肥置場における改造申請書を提出する必要があります。

また、堆肥置場と工事を同時に施工する場合には、ブロアー設置に係る溝きり工事等の経費については、補助対象経費から除外します。

（3） 発酵機（装置）、ショベルローダー、マニアスプレッダー、ダンプカー等について

ア. 発酵機（装置）

（ア）堆肥置場に設置する発酵機（装置）は、堆肥の保管スペースを大幅に縮小させることなく、攪拌又は切返しにより発酵等を円滑に促進する必要がある場合に認められます。この場合、堆肥置場は、調整・保管する堆肥の搬入又は搬出の自

由度が高い構造である必要があります。

（イ）堆肥置場以外の場所に設置される発酵機（装置）は、本事業の対象にはなりません。

（ウ）発酵機（装置）は、設置する堆肥置場の規模に見合った能力であり、かつ、適正な価額であることが求められます。

イ．ショベルローダー

（ア）貸付の対象となる堆肥置場において切り返し及び運搬車への積み降ろし作業を行うために導入するものです。

（イ）ショベルローダーの購入価額は、５百万円（税込み）を限度とします。作業効率を上げるために能力の高いものを希望する場合は、１千万円（税込み）まで認めますが、申請書に必要性等の理由を明示する必要があります。

（ウ）ショベルローダーを希望する場合は、「ショベルローダーの稼働計画等について」（様式例2）に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付して下さい。

ウ．マニアスプレッダー

（ア）マニアスプレッダーを牽引するトラクターは、本事業の対象になりません。

（イ）牽引しない自走式マニアスプレッダーは貸付の対象になります。

（ウ）マニアスプレッダーを希望する場合は「マニアスプレッダーの稼働計画等について」（様式例3）に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付して下さい。

エ．ダンプカー又はトラックについて

（ア）ダンプカー又はトラックは、既存の堆肥舎から貸付する堆肥置場への堆肥の搬入及び貸付する堆肥置場から耕種農家等の散布場所の圃場等に搬出するためのものです。

積載トン数は、原則として2トンクラスを基準とし、申請当たり1台とします。したがって、ダンプカーとトラックの双方を貸付することはできません。ダンプカー又はトラックのいずれかを選択して下さい。

（イ）ダンプカー又はトラックのあおりを嵩上げする場合は、その設置経費も本事業の貸付対象になります。

（ウ）トランスバックでの運搬を主とする場合は、ユニック付きのトラックも本事業の貸付対象になります。

（エ）マニアスプレッダー等の重機を散布圃場に運搬するためのトラック（車輌運搬車用）は、貸付の対象にはなりません。

（オ）車両登録及び自動車税等の経費は、自己負担となりますので、見積書の積算に含めないで下さい。

（カ）ダンプカー又はトラックの貸付を希望する場合は、「ダンプカー及びトラックの稼働計画等について」（様式例4）に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付して下さい。

ダンプカー又はトラックは、通年的に利用することが基本となりますので、年間稼働計画については、少なくとも、1週間当たり2日以上（又は1カ月当たり概ね10日以上または1年間当たり概ね120日以上）の稼働日数が必要になります。

４　借受者の範囲等について

（1）貸付の相手方

ア．過去に国の事業及び平成19年度までの1／2補助付きリース事業によって堆肥舎等を整備した者もこの事業の貸付対象となりますが、重機などの貸付施設等におい

て重複がないよう確認の上、本事業を申請して下さい。

イ. 本事業の貸付申請書は、原則として新規要望者とします。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的に開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

（2）貸付希望の採択について

本事業の効果、公平性及び透明性等を確保するため、ポイント制を導入し、次により実施します。

ア. 貸付を希望する者については、「堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標」別紙に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から採択し配分します。

イ. 配分を受けた者については、ポイント付けした事項について、確実な執行を確保するため、設置後1年を経過した時点で、検証結果（様式例20）について、当機構に報告をお願いします。なお、申請時に付与したポイントの確認ができない場合は、解約を解除することもあります。

ウ. ポイント付けは、貸付を希望する者が自ら（受託団体が代わって行っても構いません。）行い、都道府県を経由して当機構に報告して下さい。なお、ポイント付けに当たっては、ポイントの項目に記載された注意事項に留意して下さい。

エ. ポイントの高い者から内示を都道府県にしますが、同点ポイントの者が複数おり、予算を超えるときは、当機構で調整した上で内示します。

オ. 貸付契約後に、ポイント付けの際に申告した内容と実績等が大きく異なる場合、契約を解除することもあります。

5　リース契約等の方式について

（1）直接リース方式の貸付契約は、機構と借受者との間で貸付契約を締結します。

この方式においては、借受者の直接又は間接に所属する団体が受託団体として、機構の業務を受託して行うことになります。

（2）間接リース方式では、機構と借受団体とで貸付契約を締結しますが、ほぼ、同じ内容で最終貸付団体と借受者においても再貸付契約を締結することになります。

この方式は、機構が借受団体に委託した業務を、借受団体から借受者の直接又は間接の所属団体に再委託して行うことになります。

6　貸付期間について

（1）貸付施設等の貸付期間は、実施要領別表4の「貸付対象施設等及び貸付期間」によります。貸付申請書の貸付期間の短縮又は延長については、申請書の「貸付申請書の貸付期間の短縮又は延長（理由）」欄に必要事項を記入して下さい。

（2）法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の100分の70（端数切捨て）、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の100分の60（端数切捨て）の期間まで短縮することができますが、貸付期間の延長は出来ません。

（3）貸付期間を短縮した貸付施設等は、譲渡後、法定耐用年数が満了するまでの間は、補助目的に沿って適切に使用して頂く必要があります。法定耐用年数が満了する前に、譲渡した貸付施設等を補助の目的外の使用をする場合は、事前に当機構あてに

連絡するとともに、その残存期間に応じて補助金及び消費税相当額を返還します。

7　貸付料について

（1）貸付料の支払いについては、年1回又は年4回（3ヵ月毎）支払いの二方法があります。

（2）貸付料の算定

貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び地方消費税額（以下「消費税」という。）相当額

・基本貸付料の年額＝（貸付施設等の取得価額－譲渡価額）÷貸付期間

・取得価額（消費税抜き価額、千円単位）＝購入価額－補助金額

・購入価額＝支払対価の額－消費税

・譲渡価額＝取得価額×10%

（3）附加貸付料の年額＝［貸付施設の取得価額－（譲渡代金＋前年度までに納入した基本貸付料の額）］×理事長が定めた料率（基準料率）

（4）消費税＝基本貸付料の年額×5%

なお、譲渡代金にも5%の消費税が課せられます。

（5）初回の貸付料について

年1回払いにおける初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間貸付金額の1／3（4ヶ月分）になっております。残りの2／3（8ヶ月分）については、最終回の貸付料になります。

（6）貸付料の年4回払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書（実施要領別紙様式1号の1及び1号の2又は別紙様式の2の2の様式1号の1及び1号の2の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入して下さい。

この場合、貸付申請者及び借受団体又は受託団体は、4回払いすることについて、事前に調整して下さい。

8　貸付施設等の所有権の移転について

（1）貸付期間を満了したときは、譲渡代金（消費税額を含む。）の納入をもって借受者等に貸付施設等が譲渡され、所有権が移転します。

（2）車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、当機構から借受者への所有権移転手続きが必要となる委任状、機構理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体又は受託団体（以下、両団体を「借受団体等」という。）あて送付しますので、速やかに手続きを採って下さい。

9　貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

（1）トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあっては、必ず、車両登録をして下さい。

（2）車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、機構理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は財団法人畜産環境整備機構、使用者は借受者として、登録して下さい。

（3）自動車税については、借受者が納入することになっていますので、可能な限り所管する自動車税事務所から、所定の納税管理人を指定する申告書を入手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で機構に提出し、納税者が機構から借受者になるよう手

続きをお願いします。

10　補助金に係る消費税等相当額について

（1）免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者以外については、補助金に係る消費税等相当額について、第 1 回の貸付料等に併せて請求します。

（2）免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者については、貸付施設等の検収時（貸付けを開始するまで）に、高度化リース要領別紙様式の4の「消費税等課税に関する申告書」に必要な証明書類を添付して機構に提出して下さい。免税事業者又は納税に関して簡易課税制度を選択している借受者と認められる場合は、消費税等相当額の請求はいたしません。

11　保険の加入について

（1）動産総合保険以外の保険の加入

ア．損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、借受者が保険に加入します。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、継続となる契約になります。

イ．借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を借受団体等に送付します。

ウ．借受団体等は、損害保険等に加入しない借受者に対し、損害保険等に加入しない理由を求めるものとし、その理由を機構に報告します。なお、その求めにも応じない場合には、契約解除を求めることになります。

（2）動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

12　貸付施設等の維持管理等について

（1）維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

（2）借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「改造の許可が必要な改造の考え方について」（平成 23 年 5 月 17 日制定）に基づき行って下さい。

13　事故の発生の場合の措置について

（1）貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。

（2）動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、畜産環境整備機構損害保険要領第5の3の（2）の規定に基づく「貸付施設等事故報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの「貸付施設等事故復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払いま

す。
（3）動産総合保険に係る事故以外の事故については、（2）の「貸付施設等事故報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

14　災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について
（1）貸付料の免除
ア.　借受者は、災害、事故、故障、行政機関の命令、自己の都合その他いかなる理由で貸付施設等を使用せず、又は使用することができなかった場合でも、貸付料の支払いの責任を免れることができません。
イ. しかしながら、阪神大震災、東日本大震災のような著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認められる場合には、特別の措置として被災時点以降の貸付料を免除することがあります。
（2）　貸付料の徴収の繰延、猶予
貸付料の徴収の繰延又は猶予については、「家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領」、「東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について」、「東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領」に基づき手続等を行います。

15　貸付の申請について
（1）　貸付施設等の選定
ア.　貸付申請者は、貸付対象施設等を選定する際、原則として三者の見積合わせを行う等価格競争原理を導入し、価格を低くするよう努めて下さい。
見積合わせを行うに当たっては、自らが希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスを見積合わせの条件に反映させ、当該条件を販売業者等に十分に説明して下さい。
なお、販売業者は、見積書を作成するに当たって、「販売業者等との売買契約手続き等について（詳細版）」を参考にして下さい。
イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取がないよう、適切に行って下さい。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管して下さい。
（2）　貸付申請書
貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあっては所属する団体（受託団体）に、間接リースにあっては所属する団体（借受団体又は転貸借受団体）に提出し、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出します。
ア. 借受団体等の審査
（ア）借受団体等は、貸付申請書に記載された貸付対象施設等の内容、貸付申請者の要件等を審査して下さい。また、貸付申請者が「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」（平成２３年３月３１日付け２３環機第２１９号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。）記の１の（2）から（6）に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。
（イ）貸付申請者の直近の決算における長期借入金等の売上高に対応する割合が5

割を超える場合は、「円滑な実施の確保について」の別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」の提出が必要となります。この償還計画は、貸付後において当面、貸付申請者の貸付料等の納付に支障がないことを判断する重要な書面となりますので、正確に記入するよう指導して下さい。

（3） 貸付申請書に添付する書類及び追加書面

ア. 個人、法人又は集団ごとの貸付申請書に添付等する書面の一覧は、別添のとおりになりますので、提出に当たっては、漏れがないよう留意して下さい。

イ. 高額な貸付申請額等につきましては、アに加え審査に必要な書面の追加を求めることがあります。

16　貸付の決定と貸付契約の締結等について

（1） 借受者との貸付契約及び販売業者等への貸付施設等の注文書の交付は、同一日とします。

（2）機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書を借受者等に、貸付施設等の注文書を販売業者等にそれぞれ送付します。

（3）販売業者等は、機構から送付する注文書に、印紙税法に基づく額の収入印紙を貼付し、機構に提出します。

（4）所有権が機構に移転するまでの倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体等及び販売業者等との間において解決することになります。

17　貸付施設等の検収について

貸付施設等の検収は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」及び販売業者に通知した「販売業者等の売買事務について（詳細版）」に基づき実施して下さい。

18　貸付契約の変更等について

（1）貸付契約の変更

ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに機構が別に定める様式に従い変更承認依頼文書等を作成し機構に提出して下さい。

イ. 一般的に、貸付契約は貸付期間中の解約はできません。機構の貸付契約についても同様ですが、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が解約理由をやむを得ないと認めたときは、機構の条件（精算額、精算額納入期限等）を了承の上、解約することができます。やむを得ない理由とは、原則として、借受者の廃業とします。

（2） 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継（借受者の変更）を申請する場合、変更後の借受者が実施要領上に定められた資格要件を満たす必要があるとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の1から6号に該当しないことを確認して下さい。

（3）上記の申請は、都道府県畜産主務課を経由して機構に提出して下さい。

19　実施要領において定められている様式以外の様式例について

実施要領に基づく申請、契約、報告、届出等の様式は、実施要領及び実施要領に基づく細則等に定めるもののほかは、「畜産高度化支援リース事業実施要領に基づく様式

例」に定める様式例により行うものとする。

２０　その他

機構が行う貸付は、ファイナンスリース（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引方式）を基本として行います。このため、貸付施設等は、借受者の資産に計上されて、毎年減価償却により費用計上して経理処理します。

附　則

１　この留意事項は、平成２５年４月３０日から施行、同年４月１日から適用する。

２　この留意事項の制定に伴い、堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項（平成２３年６月１日２３環機第４２１号）は廃止する。

別紙

堆肥保管施設整備リース事業の採択に係るポイント指標

耕畜連携の取組が高いとされた要望に対して、優先的にリースを行うこととします。
次の１から5の耕畜連携の取組等に対してポイント付けを行い、原則として、合計ポイントの高い者に配分とします。

１　堆肥の流通コスト

新たに設置される施設整備費(千円)÷新たな施設で耕種農家に供給する堆肥の量(トン)

（1）8千円／トン以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント
（2）7～8千円／トン未満 ・・・・・・・・・・・・・1ポイント
（3）6～7千円／トン未満 ・・・・・・・・・・・・・2ポイント
（4）5～6千円／トン未満 ・・・・・・・・・・・・・3ポイント
（5）4～5千円／トン未満 ・・・・・・・・・・・・・4ポイント
（6）4千円／トン未満 ・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

（注）
①新たに設置される堆肥置場の施設整備費は、購入価額（補助金額及び消費税を含む。）　として下さい。
②耕種農家へ供給する堆肥の量は、新たに設置される堆肥置場で調製された堆肥の耕種農家への年間の供給量とします。
③建設単価は、特定地域以外の２００平米以上の堆肥置場の単価に基づいているので、それ以外の地域及び面積で算出された単価については、特定地域以外の２００平米以上の堆肥置場の水準の単価に補正した上で、当該単価に該当するポイントの付与をして下さい。

２　耕畜連携の促進に係る取組（リース申請につき各項目は1回のみカウント）

（1）特殊肥料生産業者の届出・・・・・・・・・・・・1ポイント
（2）堆肥の成分分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
（3）耕種農家への堆肥の運搬・・・・・・・・・・・・1ポイント
（4）耕種農家における堆肥の散布・・・・・・・・・1ポイント

（注）
① （1）の特殊肥料生産業者の届出は、既に行われた届出及び届出の申請中も対象にな　ります。
② （2）の堆肥の成分分析は、直近1年間の実績及び今後リース開始から1年以内に成分　分析を行う場合も対象になります。
③ （3）の耕種農家への堆肥の運搬は、畜産農家が堆肥置場から耕種農家の圃場等へ運　搬する場合に対象になります。
④ （4）の耕種農家における堆肥の散布は、畜産農家が自ら散布する場合に対象になります。コントラ等に委託する場合は対象となりません。

３　耕畜連携による流通の範囲

施設から堆肥を供給する耕種農家戸数のうち（1）の区域を超えて供給する耕種農家戸数の割合が50％以上の場合

（1）JA区域内かつ市町村区域内 ・・・・・・・・・0ポイント

（2）（1）の区域を越える流通 ・・・・・・・・・・・・・1ポイント

（注）

①JA及び市町村の区域は、合併特例法が改正された1995年時点とする。

②離島において、島内に1市町村かつ1JAのみの場合には、（1）の区域内であっても、島内を流通する場合、1ポイント付与することとします。

４　新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数

（1）増加なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント

（2）1戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

（3）2戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

（4）3戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

（5）4戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント

（6）5戸以上の増加 ・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

（注）

①新たに設置される堆肥置場を利用することで耕種農家が前年に比べ増加する場合、その増加戸数1戸につき1ポイントを付与します。

②既に耕種農家へ供給を行っている者で、新たに設置される堆肥置場から供給する耕種農家戸数に変化がない場合は0ポイントになります。

５　新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数

（1）増加なし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント

（2）1戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

（3）2戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ポイント

（4）3戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント

（5）4戸の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント

（6）5戸以上の増加 ・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント

（注）

①　新たに設置する堆肥置場の利用拡大を図るため、リース申請者（畜産農家）以外の畜産農家から堆肥を搬入（無償を含む。）等する場合に、増加する当該畜産農家が対象になります。

②　新たな畜産農家が集団等へ参入（増加）し、新たに設置される堆肥置場を利用して耕種農家に堆肥を供給する場合、当該集団等に新たに参入（増加）する畜産農家がポイントの対象になります。

堆肥保管施設整備リース事業貸付申請に添付する書面の様式例一覧

様式例の番　号	様　式　例
1	堆肥保管施設の規模計算（例）
2	ショベルローダーの稼働計画等について
2の別紙	ショベルローダーのバケット容量計算について
3	マニュアスプレッダーの稼働計画等について
4	ダンプカー及びトラックの稼働計画等について
5	配合飼料価格安定制度加入に係る申告書
6	堆肥保管施設整備リース事業に係る見積合わせ等について（結果報告）
7	貸付施設等の選定について（報告）※借受団体等保管分
8	貸付施設等の選定について（記録）※借受団体等保管分
9	堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約（2者）
10	堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約（3者）
11	堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要
12	貸付施設等設置予定場所
13	貸付施設等設置予定場所見取り図（畜産農家設置例）
14	貸付施設等設置予定場所見取り図（圃場設置例）
15	コスト分析について（報告）
16	別表1　貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置場）
17	別表2　貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置場以外のもの）
18	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
19	畜産高度化支援リース事業の貸付申請について（副申） （堆肥保管施設整備リース事業に係る意見書）
20	堆肥保管施設整備リースの採択に係るポイント指標の実績報告
21	必要な法的手続きに関する調書
別紙参考1	見積書（例）
〃　2	畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較 畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較（算定基礎資料）

様式例　1

堆肥保管施設の規模計算（例）

1　計算諸元

（1）既存堆肥舎等（発酵舎、発酵装置、乾燥舎を含む）における堆肥生産量（年間）

①　家畜飼養頭数と堆肥原料ふんの発生量

②　既存堆肥舎等のタテ・ヨコ・側壁高から年間処理量を計算

〔　平成19年度までの1／2補助付きリースの規模計算ソフトに基づき計算するとともに、畜産農家が経験的に把握している堆肥生産量と比較検討し、堆肥生産量（年間）を計算する。〕

③　既存堆肥舎等での堆肥生産量（年間）を算出

（2）（1）の堆肥生産量のうち、堆肥保管施設への堆肥搬入仕向量

（3）堆肥保管施設から、経営外の畜産農家及び耕種農家への仕向量

（4）堆肥保管施設での保管日数

（5）堆肥保管施設の側壁高（m）又は堆積高（m）

（6）堆肥保管施設での堆肥の比重

2　規模計算

堆肥保管施設の必要面積（柱芯芯面積）は、次の算式により計算する。

M　＝（A÷12）　×　（B÷30）÷　C　÷　H

M：必要面積㎡　　計算結果（　　）㎡

A：堆肥保管施設への堆肥搬入量（1年間当たり重量トン）

B：堆肥保管施設での保管日数（1年間における保管日数）

C：堆肥保管施設での堆肥の比重（平均；0．7）

H：堆肥保管施設の側壁高m又は堆積高m

3　建設面積

2でも求めた面積を基準とする。

様式例　２

ショベルローダーの稼働計画等について

リース申請者名

１　稼働計画

区分	合　　計 (A)＋(B)			堆肥置場における切り返し作業（A）			堆肥置場から耕種農家(散布圃場)への運搬に際しての積み込作業(B)			
月別	稼働日数 日	稼働時間 時間	作業取扱量 t	稼働日数 日	稼働時間 時間	切返量 t	稼働日数 日	稼働時間 時間	積込み運搬量 t	散布面積 ha
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
年度計										

２　リース申請ショベルローダーについて

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)馬力数	
(4)バケット容量	

３　上記のショベルローダーを必要とする理由

(理由)　*記入例*

今回整備する堆肥置場において、切り返しによる調整作業、堆肥の置き場所の移動、耕種農家への運搬時の積込み作業を効率的に行うため、ショベルローダー(バケット容量00. 0m3)が必要となります。

ショベルローダーのバケット容積計算は、別紙のとおり。

別紙

ショベルローダーのバケット容積計算について

Ⅰ　バケット容積計算方法について

（1）次のⅡの表に堆肥置場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力する。

（2）Ⅲの表に計算結果が出力されます。

（3）Ⅳの表でショベルローダーの必要容積を決定します。

Ⅱ　次の表に堆肥置場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力して下さい。。

項　　目	緒　元	単位
（1）堆肥置場の巾　（タテ）		m
（2）堆肥置場の長さ（ヨコ）		m
（3）堆肥の堆積高　（側壁×０．８の高さから側壁高の間）		m
（4）1カ月当たりの切り返し作業（調整作業）を行う日数		日
（5）1日当たりの作業時間		時間
（6）ショベルローダー1回当たりの作業時間		分

Ⅲ　計算結果は次のとおりです。

項　　目	計算結果	単位
（1）堆肥置場の堆積の容積 算式＝巾×長さ×堆積高		㎥
（2）1日当たりの切り返し容積 算式＝堆積容積÷30日×1カ月当たり切り返し作業日数		㎥
（3）1時間当たりの切り返し容積 算式＝1日当たりの切り返し容積÷1日当たり作業時間		㎥
（4）1時間当たりの切り返し回数 算式＝60分÷ショベルローダー1回当たりの作業時間（分）		回
（5）1回当たりの切り返し容積 算式＝1時間当たりの切り返し容積÷1時間当たりの切り返し回数		㎥

Ⅳ　ショベルローダーのバケットの必要容積の計算

項　　目	計算結果	単位
（1）有効容積		㎥
（2）有効容積率（80％）		㎥
（3）小数点第2位を切り上げ		㎥

以上の計算から、00．0㎥程度のバケット容量のショベルローダーを選定する。

様式例　３

マニアスプレッダーの稼働計画等について

貸付申請者名

１　稼働計画

月　別	稼働日数 日	運搬・散布 延　台　数 台	散布対象 実農家数 戸	散布延面積 ha	散布量 （重量） t
４月					
５月					
６月					
７月					
８月					
９月					
１０月					
１１月					
１２月					
１月					
２月					
３月					
年度計					

２　貸付申請機械

（１）メーカー名・車名	
（２）型式	
（３）積載トン数	
（４）その他（装備等）	

３　上記の貸付申請機械を必要とする理由

（理由）

様式例　4

ダンプカー及びトラックの稼働計画等について

貸付申請者名

1　稼働計画

区分	合　計 (A)＋(B)			既存堆肥舎から堆肥置場への運搬（A）			堆肥置場から耕種農家(散布圃場)への運搬（B）			
月別	稼働日数 日	稼働台数 台	運搬量 t	稼働日数 日	稼働台数 台	運搬量 t	稼働日数 日	稼働台数 台	運搬量 t	散布面積 ha
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
年度計										

2　貸付申請機械

（1）メーカー名・車名	
（2）型式	
（3）積載トン数	
（4）その他（装備等）	

3　上記の貸付機械を必要とする理由

（理由）

様式例　５

平成　　年度 堆肥保管施設整備リース事業への貸付申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

財団法人　畜産環境整備機構　理事長　殿

私は、平成　　年度堆肥保管施設整備リース事業への貸付申請に当たり、畜産高度化支援リース事業実施要領第1の2の（4）のイの（エ）に定められた貸付要件である配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、貸付申請の取り消し等を承諾します。

なお、貴機構が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の貸付に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成　　年　　月　　日

申請者
住　所
法人名
氏名又は法人の代表者　　㊞

記

以下の項目のうち、該当するいずれか１つの項目について□にチェックして下さい。
（また、その内訳について次のページも記入下さい。）

□1　私は、本年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。
（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約の写しを、この申告書に添付して下さい。）⇒　①～④を記入

□2　私は、前年度及び本年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。
⇒　③、④を記入

□3　私は、今後、配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約の締結を行う意志があり、同契約書の写しを後日提出します。
⇒　①～④を記入

□4　私は、前年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約を締結していません。
（自給飼料への転換等、本年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由を記述し、この申告書に添付して下さい。）⇒　①～④を記入

①畜産経営者名等　*（申請者と同じ場合は、記入不要）*
（個人経営者の場合）
・住　所:
・氏　名:
（法人経営者の場合）

・所在地:
・法人名:
・代表者名:
注:配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名・住所等を記入して下さい。

②配合飼料価格安定基金の加入状況　*(該当欄に○を記入して下さい。)*

	前年度	本年度
(社)全国配合飼料供給安定基金(全農基金)		
(社)全国畜産配合飼料価格安定基金協会(畜産基金)		
(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金)		

③経営類型　*(該当欄に○を記入して下さい。)*

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④配合飼料の購入先　*(記入例:農業協同組合、飼料販売代理店、飼料(株)等)*

農業協同組合　　支店
飼料販売代理店　　支店
飼料(株)　　支店

その他

様式例　６

平成　年　月　日

堆肥保管施設整備リース事業に係る見積合わせ等について（結果報告）

受託団体または借受団体
名　　称
代表者名　　印

平成　　年　　月　　日付けで進達しました貸付申請に係るこのことについて、下記のとおり報告します。

記

１　貸付申請の内容

（１）　借受者の氏名（団体名）
環　境　太　郎

（２）　借受者の住所（所在地）
〇〇県〇〇市大字〇〇　00－00

（３）　貸付申請に係る貸付対象施設等及び価額（消費税込み）

堆肥置場	0，000，000　円
ショベルローダー	0，000，000　円
マニアスプレッダー	0，000，000　円

２　見積合わせ等の実施状況

3者の見積合わせを実施し、最低価額を提示した販売業者を選定した。

（1）堆肥置場

〇〇建設（株）	0，000，000　円
△△施設（株）	0，000，000　円
××工務店（株）	0，000，000　円

（2）ショベルローダー

〇〇機械（株）	0，000，000　円
△△畜産（株）	0，000，000　円
〇〇商事（株）	0，000，000　円

（3）マニアスプレッダー

〇〇機械（株）	0，000，000　円
△△畜産（株）	0，000，000　円
〇〇商事（株）	0，000，000　円

※　最低価格以外の見積書の添附は必要ありません。受託団体または借受団体等で保管して下さい。

様式例　7

貸付対象施設等の選定について（報告）

貸付申請者
住　　所
氏　　名　　印
記録者名　　印
（貸付申請者、受託団体等または
借受団体等の担当）者）

私は、堆肥保管施設整備リース事業に係る貸付対象施設等を申請するに当たり、下記により当該貸付対象施設等を選定しました。

記

１　見積合わせの実施者等
実施者氏名（団体名）
実施年月日
貸付対象施設等名

２　貸付対象施設等の選定条件

３　見積合わせの結果

※　本報告は、受託団体または借受団体等の段階で保存することとし、畜環機構への提出は、必要としません。

様式例　8

貸付対象施設等の選定について（記録）

貸付申請者
住　　所
氏　　名　　印
記録者名　　印
（貸付申請者、受託団体等または
借受団体等の担当者）

私は、堆肥保管施設整備リース事業に係る貸付対象施設等を申請するに当たり、下記により当該貸付対象施設等を選定しました。

記

１　導入予定の貸付対象施設等名
（１）製造メーカー名
（２）名称
（３）選定理由
（注）選定理由をできるだけ具体的に記載してください。

２　貸付対象施設等の選定に活用した提供情報、選定のために行った自主調査等の概要
（１）貸付対象施設等の選定に活用した提供情報の概要
ア　利用情報の提供元及び提供情報の名称
イ　具体的に活用した情報の内容
機械：①メーカー名、②機種、③価格、④機械導入事業名等、⑤その他
施設：①施工業者名、②施設名、③規模・構造、④工事費（本体工事費、付帯工事費、工事雑費）、⑤施設導入事業名等、⑥その他
（２）選定のために行った自主調査の内容
ア　調査農家の概要
①所在地、②牧場名、③畜種、④飼養頭数、⑤その他
イ　調査施設の概要
機械：　①メーカー名、②機種、③価格、④機械導入事業名及び導入年度（自己資金・融資等の場合はその旨を記載のこと）、⑤その他
施設：　①施工業者名、②施設名、③規模・構造、④工事費（本体工事費、付帯工事費、工事雑費）、⑤施設導入事業者名及び導入年度（自己資金・融資等の場合はその旨を記載のこと）、⑥その他
注１：　複数件数を調査し、選定の参考にした場合には、それらについても記載してください。
注２：　イの施設の工事費は、明細を付記又は添付してください。

３　販売業者との価格交渉の経緯
（注）調査結果等を踏まえた価格交渉の経緯を日付順に具体的に記載してください。

※　本報告は、受託団体または借受団体等の段階で保存することとし、畜環機構への提出は、必要としません。

様式例　９

堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約（二者規約の場合）

堆肥保管施設整備リース事業の借受者（以下「甲」という。）及び堆肥利用者（以下「乙」という。）は、財団法人畜産環境整備機構（以下「畜環機構」という。）が実施するリース事業を活用し、堆肥の利活用促進を図るため、次の事項により規約を締結する。

第１条　貸付施設等の保管設置場所は、次のとおりとし、甲及び乙は、善良なる管理者として注意義務を負うことにより、本リース事業貸付施設等の運営管理を行うものとする。
保管設置場所：

第２条　甲及び乙は、本リース事業における次の目標を達成するため、両者が協力して取組むものとする。
事業目標：

第３条　甲及び乙は、平成　　年　　月から平成　　年　　月までの3カ年間、以下の「堆肥調整・保管施設運営計画」により、堆肥の調整・保管施設の運営を的確に行うものとする。

（単位：日、t）

区分	初年度（　年度）	２年度（　年度）	３年度（　年度）	計	備考
調整・保管の年間延日数					
堆肥の搬入量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
仕向量　計					

（注）１　計画値を記入して下さい。
（注）２　堆肥の搬入者、畜産農家及び耕種農家が複数の場合は、その内訳を別紙として添付して下さい。

第２条 甲及び乙は、前条の「堆肥調整・保管施設運営計画」において、堆肥の耕種農家仕向量が減少する事態が発生する場合は、堆肥利活用者を募集するなど、同計画の達成に努めるものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　貸付事業借受者(畜産農家)
住　所(TEL)　　氏名　　㊞
乙　堆肥利活用者（耕種農家）
①　住所(TEL)　　氏名　　㊞
②　住所(TEL)　　氏名　　㊞
③　住所(TEL)　　氏名　　㊞

（注）１　第３条に係る「堆肥保管施設運営計画」の積算資料及び堆肥利活用のフローチャート等を添付すること。
（注）２　甲及び乙が多数である場合は、この規約書には、代表者のみを記載し、他の構成員は、別表として差し支えない。

様式例　10

堆肥保管施設整備リース事業貸付施設等利用規約（三者規約の場合）

堆肥保管施設整備リース事業の堆肥センター管理主体等借受者（以下「甲」という。）、堆肥搬入者（以下「乙」という。）及び堆肥利用者（以下「丙」という。）は、財団法人畜産環境整備機構が実施するリース事業を活用し、堆肥の利活用促進を図るため、次の事項により規約を締結する。

第2条　甲、乙及び丙は、本リース事業における次の目標を達成するため、三者が協力して取組むものとする。
事業目標：

第2条　貸付施設等の保管設置場所は、次のとおりとし、甲、乙及び丙は、善良なる管理者として注意義務を負うことにより、本リース事業貸付機械施設の運営管理を行うものとする。
保管設置場所：

第3条　甲、乙及び丙は、平成　　年　　月から平成　　年　　月までの3カ年間、以下の「堆肥保管施設運営計画」により、堆肥の保管施設の運営を的確に行うものとする。

（単位：日、t）

区分	初年度（　年度）	2年度（　年度）	3年度（　年度）	計	備考
調整・保管の年間延日数					
堆肥の搬入量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
仕向量　計					

（注）1　計画値を記入して下さい。
（注）2　堆肥の搬入者、畜産農家及び耕種農家が複数の場合、その内訳を別紙として添付して下さい。

第4条　甲、乙及び丙は、前条の「堆肥保管施設運営計画」において、堆肥の耕種農家仕向量が減少する事態が発生する場合は、堆肥利活用者を募集するなど、同計画の達成に努めるものとする。

平成　　年　　月　　日
甲　リース事業借受者(堆肥センターの管理者主体等)
　　住　所　　氏名　　㊞
乙　堆肥の搬入者（畜産農家）
　　①　住所(TEL)　　氏名　　㊞
　　②　住所(TEL)　　氏名　　㊞
丙　堆肥利活用者（各耕種農家）
　　①　住所(TEL)　　氏名　　㊞
　　②　住所(TEL)　　氏名　　㊞
　　③　住所(TEL)　　氏名　　㊞

（注）1　第3条に係る「堆肥保管施設運営計画」の積算資料及び堆肥利活用のフローチャート等を添付すること。
（注）2　甲、乙及び丙が多数である場合は、この規約書には、代表者のみを記載し、他の構成員

は、別表として差し支えない。

様式例　11

堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要

1　畜産農家における飼養頭数とふん尿の発生量（現状）

（例）家畜の種類	飼養頭数	ふん	尿
成　牛	○○頭	○○○kg/日	○○○kg/日
育成牛	○○頭	○○○kg/日	○○○kg/日
計	○○頭	○○○kg/日	○○○kg/日
年間発生量		○○○ﾄﾝ/年	○○○ﾄﾝ/年

2　堆肥生産とその利用状況

区　分			数量（トン／年）	堆肥の供給面積等
現状	堆肥生産量	貸付申請者の生産量		（　棟、㎡）
		他の畜産農家の搬入量		（　戸）
		計①		―
	堆肥利用の内訳	経営内利用量		（自家圃場など）　ha
		経営外利用量		既存耕種農家　戸、a
堆肥置場設置後	既存の堆肥の利用	経営内利用量②		（自家圃場など、ha）
		経営外利用量（既存耕種農家　戸）③		ha
		小計（④＝②＋③）		ha
	堆肥置場仕向	既存堆肥の仕向量（⑤=①−④）		―
		他の畜産農家の搬入量⑥		（　戸）
		小計（⑦＝⑤＋⑥）		（　棟、㎡）保管月数
	利用計画	経営外利用量 （既存耕種農家　戸）		ha
		経営外利用量 （新規耕種農家　戸）		ha

注

1　耕種農家への堆肥の供給が50トン／haを超える場合は、その特殊性について説明すること。

2　リースの対象となる堆肥置場の面積は、既存の堆肥舎で生産される堆肥の数量から、自家圃場で利用若しくは耕種農家に供給する堆肥を除いた数量の生産に見合ったものとすること。

3　これまで自家圃場で利用若しくは既存の耕種農家に供給していた堆肥を、リースの対象となる堆肥置場で調整保管した上で、既存の耕種農家に振り向ける場合は、その必要性等の理由を説明のこと。

4　堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況は、別添フローのとおり。

別添

堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況（フロー）

（1）現状

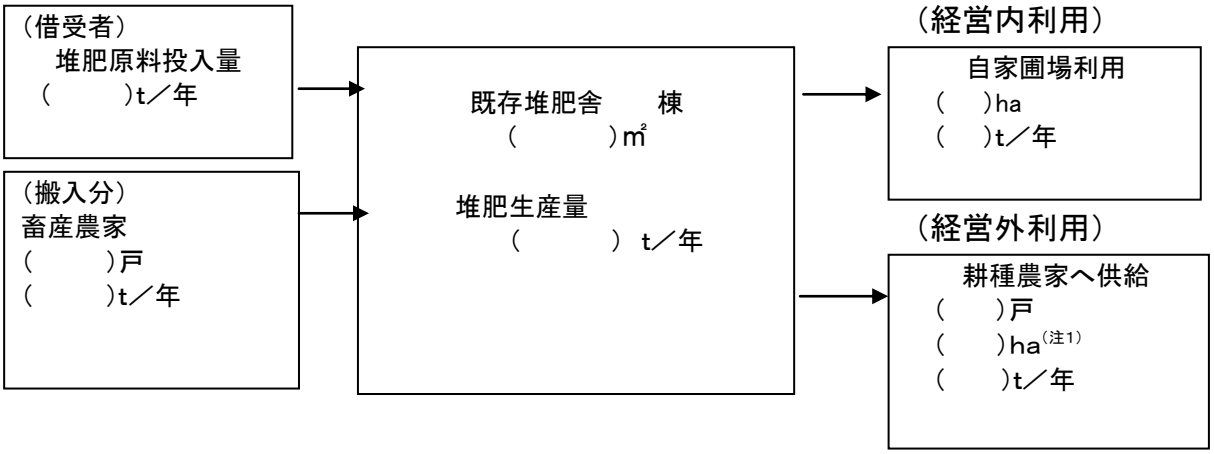

（注1）耕種農家の供給総面積

（2）堆肥保管施設（堆肥置場）設置後（計画）

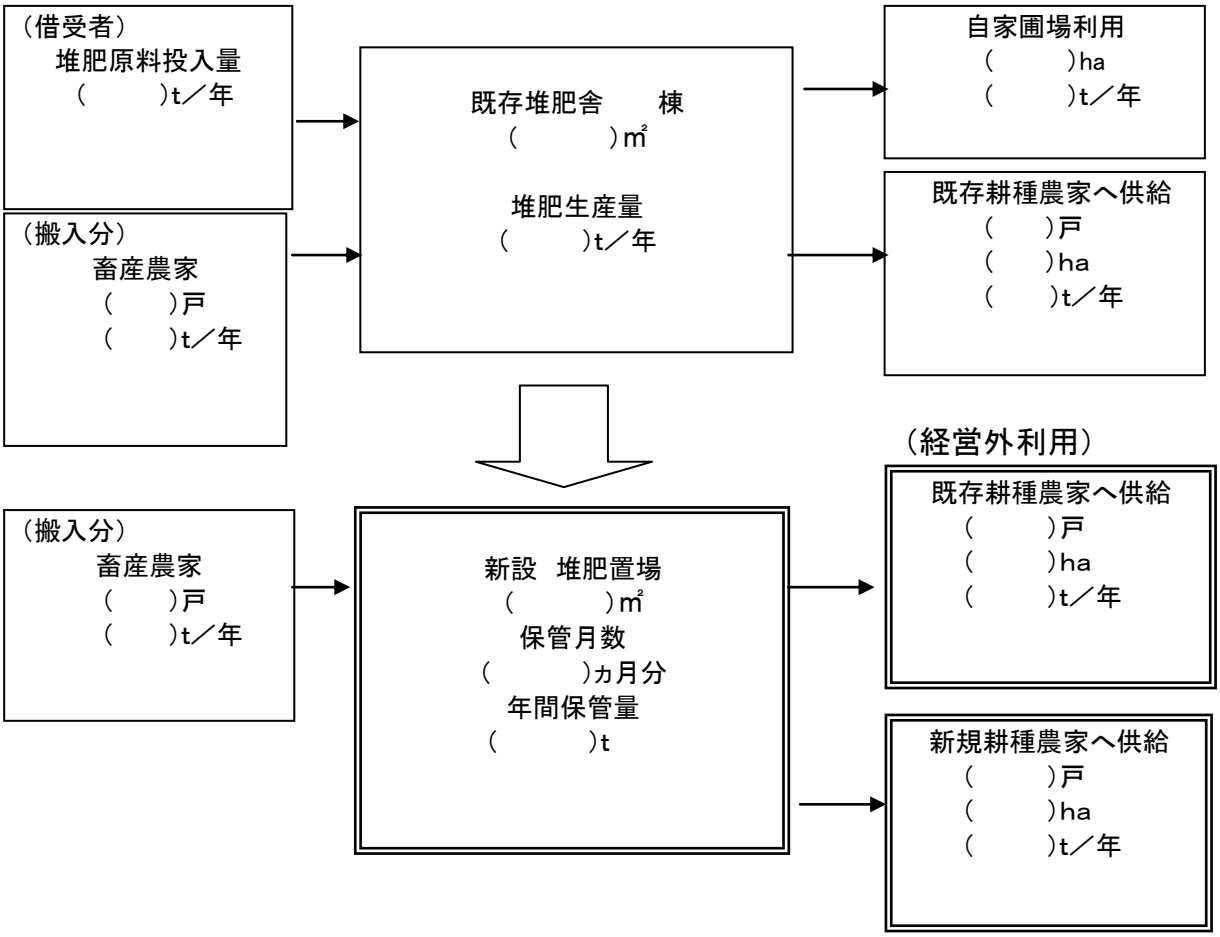

様式例　12

貸付機械等設置予定場所

インターネット等の地図情報

（市町村名が記載されている地図）

$$\frac{1}{75,000}$$

（注）ハサミで切り、ノリで張る

インターネット等の地図情報

（市町村名大字・字が記載されている地図）

$$\frac{1}{8,000}$$

（注）ハサミで切り、ノリで張る

様式例　13

貸付対象施設等設置予定場所見取り図
（堆肥保管施設を畜産農家の近くに設置する場合の例）

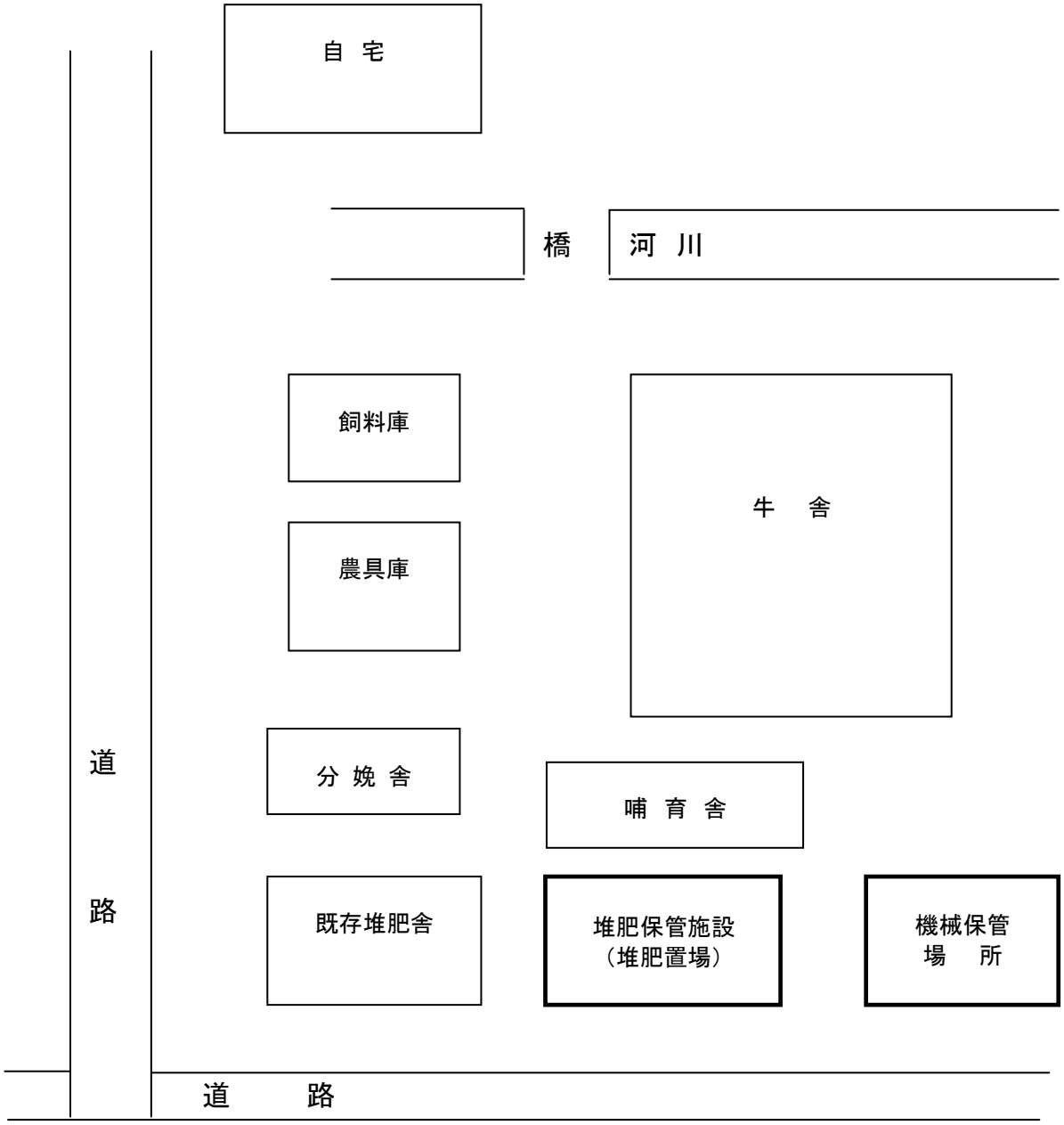

様式例　14

貸付対象施設等設置予定場所見取り図
（堆肥保管施設を耕種農家の圃場に設置する場合の例）

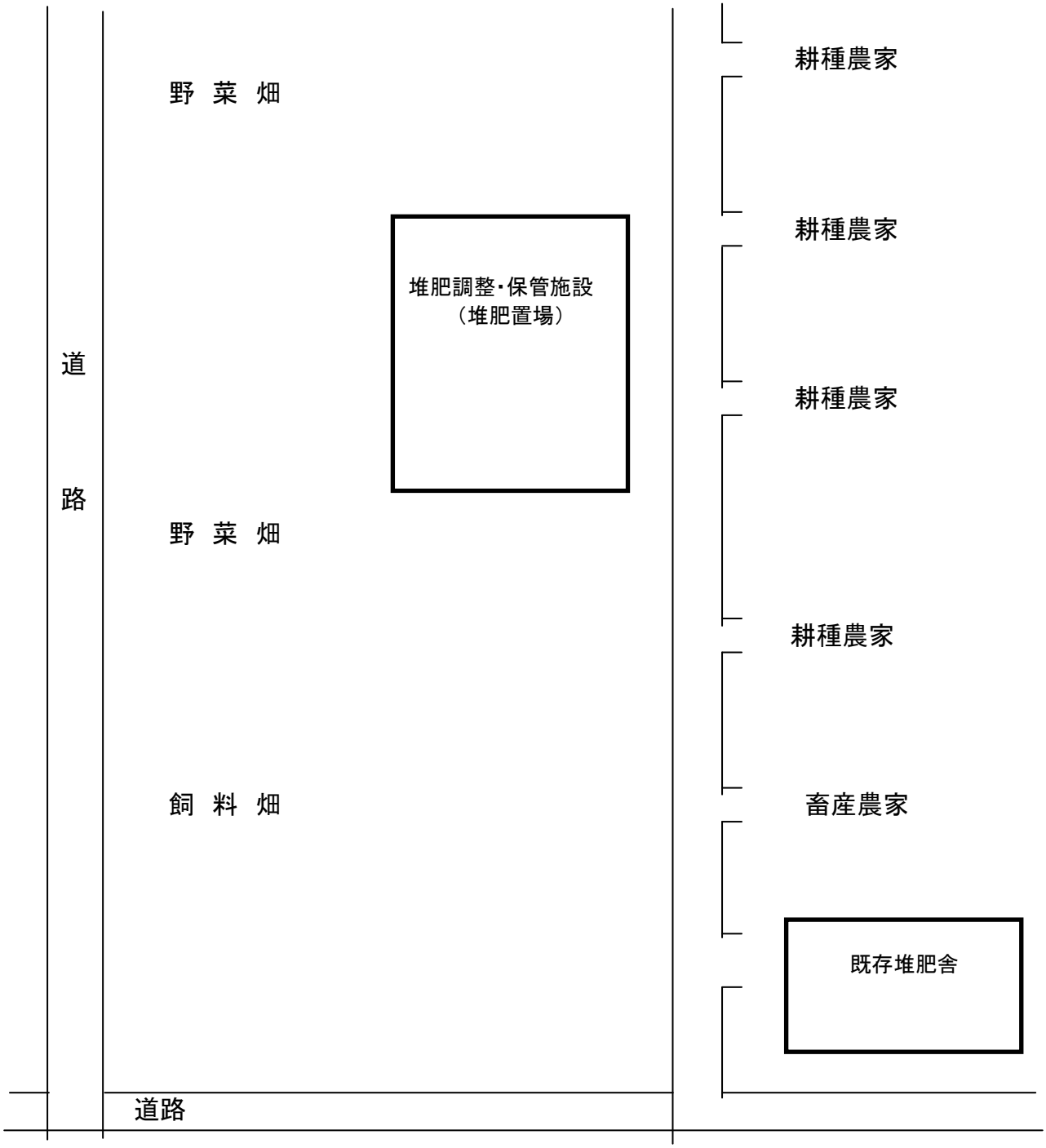

様式例　15

コスト分析について（報告）

1　計画額及び基準額との比較（消費税込み）

区　分		計画額	対基準額比	（参考）基準額
通常地域	200 ㎡未満	円	%	24 千円/㎡
	200 ㎡以上	円	%	22 千円/㎡
特別地域	200 ㎡未満	円	%	26 千円/㎡
	200 ㎡以上	円	%	24 千円/㎡

（注）①　特別地域（豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法ならびに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む））における額

②　計画額は、堆肥置場の柱芯々面積単価をとします。

2　計画額が基準額を上回った理由

（注）①　基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を記載して下さい。

②　①に係る根拠（証拠）資料を添付して下さい。

様式例　16

別表１　　貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置き場）

借　受　者		氏　　名 (法人名･代表者名)								
		自宅住所								
		堆肥置き場 の設置場所								
貸付希望施設等		貸付施設等								
		銘柄又は製造業者								
		販売業者名								
		総 面 積		㎡		㎡		㎡	0	㎡
		柱芯々の面積		㎡		㎡		㎡	0	㎡
購入価額	①	本体価額		円		円		円	0	円
	②	消 費 税	0	円	0	円	0	円	0	円
	③=①+②	合　　計	0	円	0	円	0	円	0	円
	④	柱芯々面積金額 (消費税を含む)		円		円		円		円
芯々面積単価	⑤	柱芯々面積単価 (消費税を含む)	0	円	0	円	0	円		円
	⑥	コスト分析 基　準　額	0	円	0	円	0	円		円
補助金額	⑦	⑤＜⑥の場合 (消費税含まず)	0	円	0	円	0	円		円
	⑧	⑦の千円未満 を切捨てた額	0	円	0	円	0	円	0	円
	⑨	⑤＞⑥の場合 (消費税含まず)	0	円	0	円	0	円		円
	⑩	⑨の千円未満 を切捨てた額	0	円	0	円	0	円	0	円
取得価額 (リース金額)	⑪=①- (⑧OR⑩)	補助金額を 差引いた額	0	円	0	円	0	円	0	円

様式例　17

別表２　　貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置き場以外のもの）

借　受　者		氏　　名 (法人名･代表者名)								
		自宅住所								
		貸付施設等 の設置場所								
貸付希望施設等		貸付施設等								
		銘柄又は製造業者								
		型　　式								
		販売業者名								
購入価額	本体価額（①＋②）		0	円	0	円	0	円	0	円
	内　訳	本体価額　①		円		円		円	0	円
		消費税額　②	0	円	0	円	0	円	0	円
	１/２の価額	③＝①×１/２	0	円	0	円	0	円	0	円
		③の千円未満 を切上げた額	0	円	0	円	0	円	0	円

様式例　18

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
（1／2補助付きリース）

平成　　年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏　名　　印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付けできない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申 請 者 名				
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		適　・　否		
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		適　・　否		
	「機構リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の（1）から（6）に該当しないこと。		該当せず　・　該当する		
項　目			年度	年度	年度
飼養家畜の生産性	酪 農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量（品種:　　）	kg	kg	kg
	養豚 繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
	養豚 一貫	母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
	養豚 肥育	出荷豚1頭当たりの飼料要求率			
	肉牛経営 繁殖	繁殖牛の分娩間隔（月又は日）			
	肉牛経営 一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重（月(日)又はkg）			
	肉牛経営 肥育	出荷牛平均の1日平均増体重（品種:　　）	kg	kg	kg
	採卵鶏	飼料要求率（50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均）			
	肉用鶏	飼料要求率（餌付けから49日齢時又は出荷鶏平均）			
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。				○ ・ ×
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。（該当するものを○印を付ける。）				
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。				○ ・ ×
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。				○ ・ ×
	・ 農業外収入の余剰以下である（個人事業者の場合）。				○ ・ ×
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構が定める「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術」に基づいて設計されていることを畜産環境アドバイザーの確認を受けた。					○ ・ × ・ 該当なし
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類					確認 ・ 未確認
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書				適　・　否
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書（連帯保証を求められた場合は、連帯保証書）				適　・　否

注　選択する事項ついては、該当するものを○で記すこと。

様式例　19

番　　号
平成　年　月　日

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

〇〇県〇〇部〇〇課長　　印

畜産高度化支援リース事業のリース申請について（副申）
（　堆肥保管施設整備リース事業　）

このことについて、〇〇〇〇〇連合会から別添のとおりリース申請書の提出があったので、別記意見を添えて送付します。

別記

堆肥保管施設リース事業に係る意見書

借受団体又は受託団体名
借受者名

畜産高度化支援リース事業実施要領第１の２の（４）の要件を満たしていること。

貸付施設等の利用について、堆肥の利用先との間に堆肥の保管の年間延日数、堆肥の仕向量、貸付施設機械の保管設置場所等に関する規約が締結されており、その規約が適切であること。

導入する貸付対象施設等の種類・規模については、借受者の経営規模、導入施設等の経済性等及び堆肥の利用状況について十分検討し、適正な規模であること。

また、堆肥調整・保管施設の設置と併せてショベルローダー(上限額１,０００万円(消費税込み))の導入を図る場合は、その必要性及び作業能力が妥当であること。

当該貸付施設等を整備することにより、堆肥保管が適切に運営され、堆肥の利用促進が図られること。

貸付施設等の購入額（消費税込み）が5,000万円以上の場合は、貸付施設等について、費用対効果分析により投資効率が1を上回っていること、並びに貸付施設の貸付けた年度の翌年度から3年目までの運営計画が策定されていること。

貸付施設等の内訳及び金額
別表（様式例１８、１９）のとおり

等の意見の記述をお願いします。

様式例 20

（借受者→受託団体又は借受団体等→都道府県→機構）

平成　　年　　月　　日

財団法人畜産環境整備機構　理事長　殿

借受者住所〒
借受者名　　印
リース契約番号

堆肥調整・保管施設リース事業の採択に係るポイント指標の実績（報告）

指標項目	計画	実績	理由
1　堆肥の流通コスト			
（1）堆肥置き場の面積	（㎡）	（㎡）	
（2）事業費（税込み）①	（千円）	（千円）	
（3）耕種農家への供給量②	（t）	（t）	
（4）堆肥のコスト（①／②）	（千円／t）	（千円／t）	
2　耕畜連携の促進に係る取組	（該当欄に○を記載）	（該当欄に○を記載）	
（1）特殊肥料生産業者の届出			
（2）堆肥の成分分析			
（3）耕種農家への堆肥の運搬			
（4）耕種農家における堆肥の散布			
3　耕畜連携による流通の範囲	（該当欄に○を記載）	（該当欄に○を記載）	
（1）JA区域内かつ市町村区域内			
（2）（1）の区域を越える流通			
4　新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数			
（1）新たに参画する耕種農家戸数	（戸）	（戸）	
5　新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数			
（1）新たに参画する畜産農家戸数	（戸）	（戸）	
（2）新たに参画する畜産農家の供給量	（t）	（t）	

（注）　1の（3）・（4）、4及び5について計画の20％を越える場合、1の（1）・（2）、2及び3については、変更がある場合その理由を記載下さい。なお、記入欄に記載できない場合は、別紙に記載下さい。

様式例 21

平成　年　月　日作成

リース対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1　建築確認
（1）リース対象施設の構造（木造又はそれ以外）

（2）リース対象施設の面積

（3）設置場所に係る地域指定等（都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること）

（4）建築確認の必要性（必要又は不要）

2　農地転用
（1）設置場所の現況地目

（2）農地転用許可の必要性（必要又は不要）

3　その他の法的手続
　上記に倣って具体的に記載すること。

別紙参考1

平成　　年　　月　　日

御　見　積　書(例)

財団法人 畜産環境整備機構 御中

合計金額(総面積の金額)
　￥0,000,000_
本体価額:0,000,000(千円単位として下さい。)
消費税額:　　00,000
※本体価額のうち芯々面積部分の金額及び面積
　　000,000円　　00㎡

工 事 名:〇〇〇〇様 堆肥置き場
工事場所:〇〇県〇〇市〇〇 00-00
工　期:受注後00ヶ月
支払条件:貴機構の支払い条件による

会 社 名　〇 〇 〇 〇 株式会社
代表者名　代表取締役　〇 〇 〇 〇　㊞
〒000-00
〇〇県〇〇市〇〇 00-00
TEL　000-000-0000
FAX　000-000-0000
担当者　〇 〇 〇 〇

別紙参考 2

畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較

受託団体（借受者）		借受者	
物件所在地			

事業効果総括表

区分		算式	数値	単位	備考
総事業費		①	15,687	千円	
年総効果額		②＝(a)の②	26,803	千円/年	
	うち内部経済効果	③＝(a)の①	1,772	千円/年	
廃用損失額		④	0	千円	
総合耐用年数		⑤	18.8	年	
還元率		⑥	0.0767		
妥当投資額		⑦＝②/⑥−④	349,525	千円	
	うち内部経済効果	⑧＝③/⑥−④	23,108	千円	
投資効率		⑨＝⑦/①	22.28		
	うち内部経済効果	⑩＝⑧/①	1.47		

(a) 年間効果額集計表

効果種別			効果額	単位	備考
内部効果	堆きゅう肥生産量増加効果		1,772	千円/年	①
外部効果	地域生活環境改善効果		25,031	千円/年	
		衛生水準改善効果	0	千円/年	
		水質保全効果	25,031	千円/年	
	廃棄物処理費節減効果		0	千円/年	
年総効果額			26,803	千円/年	②

(b) 堆きゅう肥生産量増加効果額算出表

項目	算式	数値	単位	備考（算出根拠）
事業実施後堆きゅう肥製造量	①	886	t	
事業実施前堆きゅう肥製造量	②	0	t	
堆肥製造増加量	③＝①−②	886	t	
地域内販売単価	④	2,000	円/t	
事業実施後維持管理費	⑤	0	円	
事業実施前維持管理費	⑥	0	円	
維持管理費増加額	⑦＝⑤−⑥	0	円	
堆きゅう肥生産量増加効果額	⑧＝③×④−⑦	1,772	千円	

(c) 衛生水準向上効果額算出表

項　　目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜排せつ物当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	
家畜排せつ物量	②		t	
衛生水準向上効果額	③＝①×②	0	千円	

（注） 民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

(d) 水質保全効果額算出表

項　　目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜頭数	①	225	頭	
1頭当たり年間窒素排せつ量	②	－	kg/頭	
年間総窒素排せつ量	③＝①×②(別表ウ)	10,651.50	kg	
流出比率	④	50	%	
窒素浄化単価	⑤	4,700	円/kg	
水質保全効果額	⑥＝③×④×⑤	25,031	千円	

(e) 廃棄物処理費節減効果額算出表

項　　目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
廃棄物処理量	①		t	
処理単価	②		円/t	
廃棄物処理節減効果額	③＝①×②	0	千円	

（注） 処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較(算定基礎資料)

ア 廃用損失額(既存施設残存価値)算出表

施 設名	取得価格(千円)①	耐用年数②	取得年(西暦)	使用年数③	使用可能年数④＝②－③	残存率⑤＝④/②	残存価格(千円)⑥＝①×⑤	耐用年数の根拠
					0			
					0			
					0			
合計	0						0	

イ 総合耐用年数算出表

施　　設　　名	事業費(円) ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (円) ②＝①/③	耐用年数の 根拠
既設の堆肥舎(旧 1/2)	9,975,000	20	498,750	
今回導入の堆肥置き場	5,712,000	17	336,000	
合　　計	15,687,000 ④＝①の合計	18.8 ⑥総合耐用年数 (④/⑤)	834,750 ⑤＝②の合計	

ウ 年間総窒素排せつ量

畜　　種		頭数 ① (頭)	窒素量 ② (kg)	年間窒素排せつ量 ①×② (kg)	備　　考
乳用牛	経産牛		119.96	0.00	
	育成牛		47.34	0.00	
肉用牛	繁殖牛		84.15	0.00	
	育成牛		28.88	0.00	
	肥育牛		64.81	0.00	
豚	繁殖豚雌		15.12	0.00	
	繁殖豚雄		16.57	0.00	
	子豚		3.64	0.00	
	肉豚		11.45	0.00	
採卵鶏	成鶏		1.33	0.00	
	ひな		0.53	0.00	
ブロイラー			0.82	0.00	
合　　計		0		0.00	